

鞍手町個人情報保護条例施行規則

平成16年10月6日
鞍手町規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、鞍手町個人情報保護条例(平成16年鞍手町条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(個人情報収集通知の方法)

第2条 条例第7条第2項に規定する通知は、個人情報収集通知書(様式第1号)によるものとする。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、口頭又は告示により行うことができる。

(目的外利用及び外部提供記録票の記録事項等)

第3条 条例第8条第2項に規定する規則で定める記録は、目的外利用記録票(様式第2号)及び外部提供記録票(様式第3号)によるものとする。

2 目的外利用記録票に記録する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個人情報保有課係名
- (2) 目的外利用させる様式名
- (3) 個人情報利用課係名
- (4) 目的外利用して作成する様式名
- (5) 目的外利用をする理由
- (6) 目的外利用の根拠
- (7) 目的外利用する個人情報の記録項目
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認められた事項

3 外部提供記録票に記録する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個人情報保有課係名
- (2) 外部提供する様式名
- (3) 外部提供先
- (4) 外部提供をする理由
- (5) 外部提供の根拠
- (6) 外部提供する個人情報の記録項目
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認められた事項

4 主管課長は、目的外利用をするときは目的外利用記録票を、外部提供をするときは外部提供記録票を作成し、総務人権課長に提出するものとする。

5 条例第8条第4項に規定する通知は、個人情報目的外利用等通知書(様式第4号)によるものとする。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、口頭又は告示により行うことができる。

(委託契約書等の記載事項)

第4条 条例第12条第1項の規定により個人情報を取り扱う業務を実施機関以外の者に委託するときは、契約書その他これに類する書類に次の事項を明記するものとする。ただし、契約の性質又は目的によっては、必要のない事項は省略することができる。

- (1) 個人情報の秘密保持に関する事項
 - (2) 再委託の禁止又は制限に関する事項
 - (3) 個人情報の指示目的以外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項
 - (4) 個人情報の複写及び複製の禁止又は制限に関する事項
 - (5) 個人情報の授受及び搬送に関する事項
 - (6) 個人情報の保管及び廃棄に関する事項
 - (7) 事故発生時における報告義務に関する事項
 - (8) 個人情報の管理状況についての立入調査に関する事項
 - (9) 前各号に定める事項に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関する事項
- (外部委託記録票の記録事項等)

第5条 条例第12条第4項に規定する規則で定める記録は、外部委託記録票(様式第5号)によるものとし、記録する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 外部委託した業務名
- (2) 外部委託先
- (3) 外部委託内容
- (4) 外部委託した個人情報の記録項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項

2 主管課長は、外部委託をしたときは外部委託記録票を作成し、総務人権課長に提出するものとする。

(業務登録票の記録事項等)

第6条 条例第13条第1項に規定する登録は、個人情報業務登録票(様式第6号)によるものとし、同項第7号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 業務開始日
 - (2) 情報の収集先
 - (3) 記録方法
 - (4) 様式等の名称
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項
- 2 業務を開始するに当たり個人情報収集するときは、当該業務の主管課長は、個人情報業務登録票を作成し、総務人権課長に提出するものとする。
- 3 条例第13条第1項に規定する個人情報取扱業務登録簿は、個人情報業務登録票、目的外利用記録票、外部提供記録票及び外部委託記録票をつづったものとする。
- 4 条例第13条第1項の登録に係る業務を変更又は廃止するときは、当該業務の主管課長は、個人情報業務登録票に変更又は廃止する旨を付記したうえ、総務人権課長に提出するものとする。

(開示請求書の記載事項等)

第7条 条例第17条に規定する開示請求書の提出は、個人情報開示請求書(様式第7号)によるものとし、同条第3号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個人情報の開示の方法
 - (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 2 本人又は法定代理人が前項の規定による請求書の提出を行う場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券その他本人又は法定代理人であることを証する書類を提示し、又は提出しなければならない。

(開示請求に対する決定等の通知)

第8条 条例第18条第2項に規定する通知は、個人情報開示決定期限延長通知書(様式第8号)により行うものとする。

- 2 条例第18条第3項に規定する通知は、個人情報開示決定通知書(様式第9号)により行うものとする。
- 3 条例第18条第4項に規定する通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 一部を開示する旨の決定 個人情報一部開示決定通知書(様式第10号)
- (2) 開示しない旨の決定 個人情報不開示決定通知書(様式第11号)

(第三者に対する通知等)

第9条 条例第19条第1項に規定する通知は、個人情報開示第三者意見依頼書

(様式第 1 2 号)により行うものとする。

2 条例第 1 9 条第 2 項に規定する通知は、個人情報開示第三者意見照会書(様式第 1 3 号)により行うものとする。

3 条例第 1 9 条第 4 項の規定する通知は、個人情報開示決定第三者通知書(様式第 1 4 号)により行うものとする。

(個人情報の存否に関する情報)

第 1 0 条 条例第 2 2 条に規定する開示請求の拒否の決定は、個人情報開示請求拒否決定通知書(様式第 1 5 号)により行うものとする。

(訂正請求書の記載事項等)

第 1 1 条 条例第 2 4 条第 1 項に規定する訂正請求書の提出は、個人情報訂正請求書(様式第 1 6 号)によるものとし、同条第 4 号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 訂正の請求区分

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 本人又は法定代理人が前項の規定による請求書の提出を行う場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券その他本人又は法定代理人であることを証する書類を提示し、又は提出しなければならない。

(訂正請求に対する可否の決定等の通知)

第 1 2 条 条例第 2 5 条第 2 項に規定する通知は、個人情報訂正決定期限延長通知書(様式第 1 7 号)により行うものとする。

2 条例第 2 5 条第 4 項に規定する通知は、個人情報訂正決定通知書(様式第 1 8 号)により行うものとする。

3 条例第 2 5 条第 5 項に規定する通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 一部を訂正する旨の決定 個人情報一部訂正決定通知書(様式第 1 9 号)

(2) 訂正しない旨の決定 個人情報不訂正決定通知書(様式第 2 0 号)

(利用停止請求書の記載事項等)

第 1 3 条 条例第 2 7 条第 1 項に規定する利用停止請求書の提出は、個人情報利用停止請求書(様式第 2 1 号)によるものとし、同条第 4 号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 利用停止等の請求区分

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 本人又は法定代理人が前項の規定による請求書の提出を行う場合は、運転免

許証、健康保険の被保険者証、旅券その他本人又は法定代理人であることを証する書類を提示し、又は提出しなければならない。

(利用停止請求に対する可否の決定等の通知)

第14条 条例第28条第2項に規定する通知は、個人情報利用停止決定期限延長通知書(様式第22号)により行うものとする。

2 条例第28条第4項に規定する通知は、個人情報利用停止決定通知書(様式第23号)により行うものとする。

3 条例第28条第5項に規定する通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 一部を利用停止する旨の決定 個人情報一部利用停止決定通知書(様式第24号)

(2) 利用停止しない旨の決定 個人情報利用非停止決定通知書(様式第25号)

(不服申立てに関する通知等)

第15条 条例第29条第1項に規定する不服申立ては、個人情報保護不服申立書(様式第26号)によるものとし、審査会の諮問は個人情報保護審査請求書(様式第27号)により行うものとする。

2 条例第29条第2項に規定する答申は、個人情報保護不服申立てに対する答申(様式第28号)により行うものとする。

3 条例第29条第3項に規定する通知は、個人情報保護不服申立て決定通知書(様式第29号)により行うものとする。

(運用状況の公表)

第16条 条例第34条に規定する運用状況の公表は、町の広報紙に登載することにより行うものとする。

(出資法人)

第17条 条例第36条に規定する出資法人は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 町が全額出資している法人

(2) その他町長が指定するもの

附 則

(施行期日)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。ただし、第2条から第6条までの規定については、公布の日から施行する。

様式 省略